

水柱

郡上市消防本部



災害に備えて

みなさん、9月1日は何の日かご存知ですか。この日は、防災の日です。では、どうして防災の日と制定されたのでしょうか。

大正12年（1923年）の9月1日午前11時58分、震度7の大地震が関東地方を襲い、約14万人の尊い命を失いました。防災の日はこれを教訓とし、多くの国民が災害（台風、地震、洪水、豪雨、津波、火災）についての認識を深め、普段からの備えを強化することを目的として国が制定しました。また、暦の上で台風の多い210日にあたることから、という理由もあります。

私たちの東海地方にも近々、南海トラフ地震が起こると予想されています。このように、いつ起きてもおかしくない災害に備えて自分の命、大切な人の命のために防災意識を高めましょう。

問 消防本部予防課
67・1219

非常持ち出し品

- 飲料水（1人2リットル程度）
- 食料（水・調理なしで食べられるもの）
- 貴重品
- 携帯ラジオ
- 防寒対策（使い捨てカイロ等）
- 装備品（手袋・懐中電灯・予備電池）
- 衛生用品（タオル・マスク・ティッシュペーパー・トイレットペーパー）



☑地域で行われる防災訓練や講習に参加してみましょ！

☑非常持出品の準備、点検をして災害に備えましょ！

☑非常時の避難場所を家族で確認しましょ！

福祉医療費受給者証の更新について

福祉医療費助成制度は、乳幼児、重度心身障害者などの医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に実施している福祉施策のひとつです。

乳幼児、小学生、中学生を除く福祉医療費受給者証は、9月30日（水）で有効期限を迎えます。更新手続きが必要な人には9月中にお知らせしますので、同封の申請書に必要事項をご記載のうえ、健康福祉部社会福祉課または各振興事務所振興課（福祉担当）で手続きをお願いします。

なお、福祉医療は所得制限があり、助成対象者本人・配偶者および扶養義務者（※注）に一定以上の所得がある場合は助成対象となりません。そのため、9月まで福祉医療費の助成が受けられた場合でも10月から来年9月まで助成を受けられないことがありますので、あらかじめご了承ください。

更新の通知が届かない人で対象になると思われる人は、健康福祉部社会福祉課（☎67-1811）または各振興事務所振興課（福祉担当）までお問い合わせください。

※注）扶養義務者…主に同一世帯の中で最も所得が高い三親等以内の人のことです。

名称	対象者	受給者証	所得制限	更新	助成内容
母子家庭等医療費助成	母子家庭等の母及び18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童、または父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童	有	有	有	医療保険適用分全額助成
父子家庭医療費助成	父子家庭の父及び18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童				
重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ▶次のうち、いずれか一つを満たしている人 ①身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、その障害の級が1級から3級までの人、または療育手帳A、A1、A2、B1の交付を受けている人。 ②戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、身体障害者手帳の交付を受け、かつその障害の級が4級である人。 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうちその障害の級が1級または2級の人。 				

問 健康福祉部社会福祉課 ☎ 67 - 1811